



令和3年9月29日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**愛知県嚴重警戒措置の発出を受け
公共施設の利用時間短縮等措置を変更します。**

豊川市では、愛知県緊急事態措置解除後の愛知県嚴重警戒措置の発出を受け、公共施設の利用時間等について10月1日より下記の通り変更します。

記

- 1 利用時間
通常時午後9時以降の利用が可能である施設について、午後9時まで。
 - 2 利用者の上限
収容定員に対して50%以下
(ただし、大声での歓声、声援等の無いことを前提とする場合は100%まで利用可。)
 - 3 飲食を伴う行事等(変更なし)
不可(ただし、個人で用意する水分の補給を除く。)
 - 4 期間
令和3年10月1日(金)から令和3年10月17日(日)まで
- ※ 各施設の状況、利用条件、イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html>



【お問合せ先】

(施設利用制限等に関すること)

豊川市役所 市民部文化振興課 坂田 宮嶋

TEL:0533-84-8411 Eメール: bunka@city.toyokawa.lg.jp

(広報・ホームページに関すること)

豊川市役所 秘書課 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール: info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。